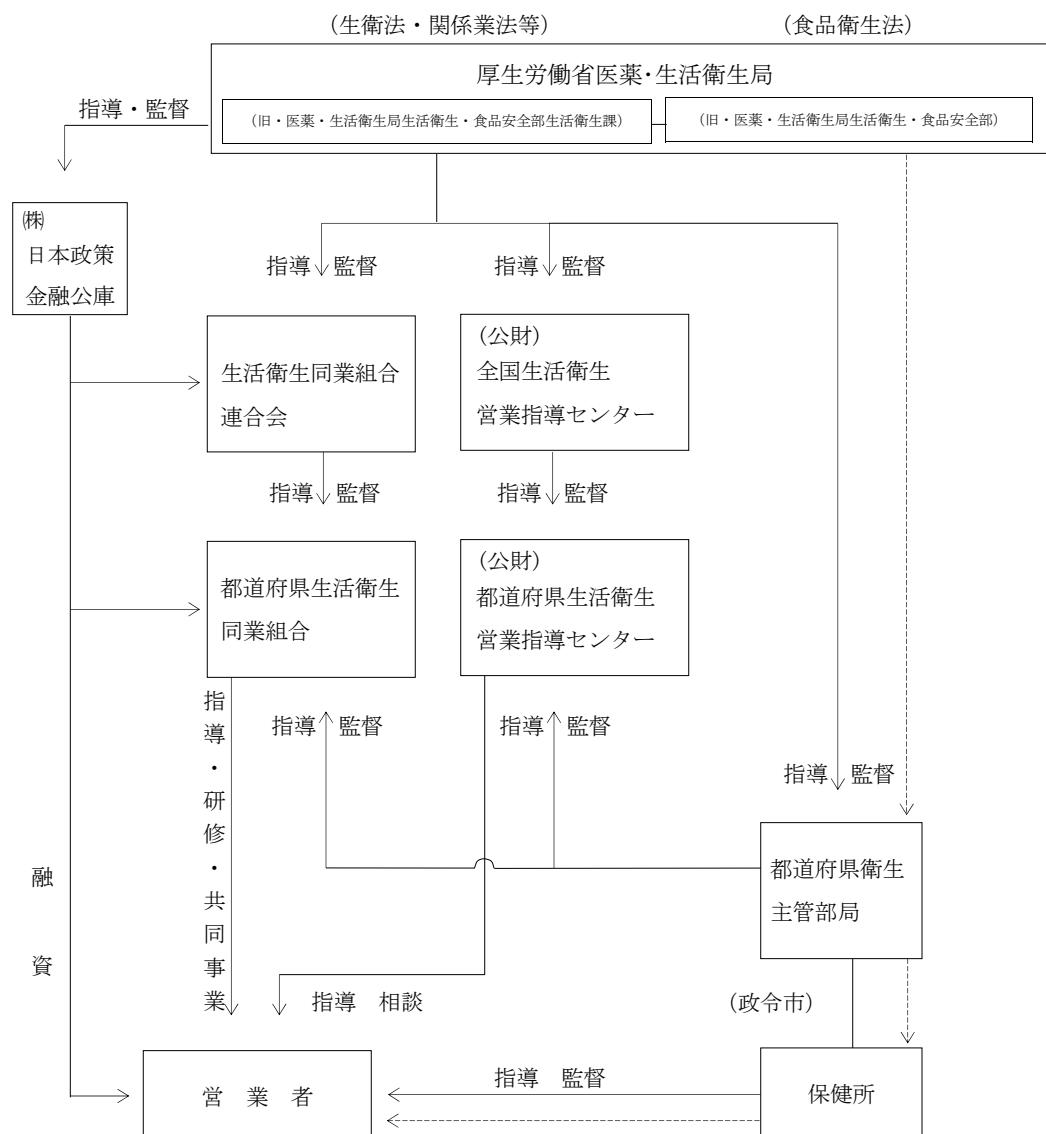


第3 生活衛生関係営業に係る行政組織



生活衛生関係営業に対する対策は、厚生労働省、都道府県や株日本政策金融公庫、(公財)全国生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等によって行われている。

1 厚生労働省医薬・生活衛生局

(1) 旧・医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課

生活衛生関係営業の経営改善に必要な事項や(公財)全国生活衛生営業指導センターや生活衛生同業組合連合会の指導・監督を行うとともに、営業六法の施行業務として許可や試験に関する企画指導業務を行っている。したがって、指導等は都道府県の衛生主管部局（保健所）を通じて行う場合、(公財)全国生活衛生営業指導センターを通じて(公財)都道府県生活衛生営業指導センターから行う場合及び生活衛生同業組合連合会を通じて都道府県生活衛生同業組合から行う場合がある。

また、株日本政策金融公庫の指導監督業務を実施している。

(2) 旧・医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部

食品衛生法の施行業務を行っており、飲食店や食肉販売業・氷雪販売業の許可や管理基準に関する企画指導業務を行っている。

2 都道府県の衛生主管部局

営業六法や食品衛生法による具体的な指導や許可の業務を実施している（実際にはその管下の保健所。政令市又は特別区にあっては、政令市又は特別区の保健所）ほか、(公財)都道府県生活衛生営業指導センターや生活衛生同業組合の指導監督を行っている。

（住所等はXIII 都道府県衛生主管部一覧参照）